

令和元年度 事務事業評価一覧表

市民環境部

No.	補助金及び交付金の名称	課等名称	中事業名称	評価結果			ページ数
				第1次	第2次	第3次	
1	運転免許証自主返納支援事業	市民活動支援課	運転免許証自主返納事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	1 ~ 3
2	交通安全協会活動費補助金		交通関係団体補助事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	4 ~ 10
3	更生保護活動補助金		更生保護事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	11 ~ 14
4	LED防犯灯交換費補助金		防犯灯設置維持管理事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	15 ~ 23
5	市民ボランティア団体、NPO法人助成金		まちづくり推進事業	継続/維持	継続/改善	継続/改善	24 ~ 28
6	地域振興促進助成金			継続/維持	継続/改善	継続/改善	29 ~ 33
7	家庭用生ごみ処理機等補助金	環境推進課	ごみ減量化推進事業	継続/維持	継続/維持	継続/維持	34 ~ 36
8	飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術補助金		動物愛護管理対策事業費	継続/維持	継続/改善	継続/改善	37 ~ 39

評価結果	第1次評価	第2次評価	第3次評価
継続/拡充	0	0	0
継続/維持	8	1	1
継続/改善	0	7	7
継続/縮小	0	0	0
統合	0	0	0
休止	0	0	0
廃止	0	0	0
計	8	8	8

# 評価調書

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	運転免許証自主返納事業

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1)補助金等の名称	運転免許証自主返納支援事業	(2)開始年度	平成28年度から
(3)補助金等の交付の目的	高齢者等の交通事故防止及び運転免許証の自主返納制度の普及を目的に、自主的に運転免許証を返納した者に対し、タクシー券を交付する。		
(4)交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5)交付要綱等の名称	笛吹市運転免許証自主返納支援事業実施要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6)補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	申請のあった個人
(7)補助金等の額の算定基準	タクシー券15,000円分(1人につき1回を限度)		
(8)対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9)補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1)交付団体等の名称	申請者 169人		※対象が複数ある場合は別紙			
(2)交付団体等の分類	個人					
(3)交付団体等が補助金等で行う活動	タクシーの利用					
(4)補助金等の額(H30)	申請額	1,543 千円	交付決定額	1,543 千円	交付額	1,543 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5)補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					(千円)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	運転免許証自主返納支援事業	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	---------------	-----	--------------------

## 3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査する。	

## 4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法	制度上、実績報告は無いが、利用券を受け取ったタクシー会社からの請求により、利用の実績を確認している。	

## 5 補助金等の評価

## (1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	市民の交通事故防止に繋がっている。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	免許証自主返納者が減少し、高齢者等の事故が増加する可能性がある。

## (2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	交付要綱に設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	70%以上のタクシー券利用がある。

## (3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	×	福祉担当でタクシー券を交付しているが、対象者が違う。

補助金等の名称	運転免許証自主返納支援事業	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	---------------	-----	--------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	○ 拡充	
		● 維持	
		○ 改善	
		○ 縮小	
統合			
休止			
廃止			

笛吹市運転免許証自主返納事業実施要綱の規定に基づき、高齢者等の交通事故の未然防止に繋がるため、今後も実施する必要があると考える。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	○ 拡充	
		○ 維持	
		● 改善	
		○ 縮小	
統合			
休止			
廃止			

高齢等、身体の衰えを自覚する運転免許証保有者が、免許証を返納するひとつのきっかけとなることから、引続き補助することが望ましい。  
 「笛吹市運転免許証自主返納支援事業実施要綱」第9条に、「タクシー券は、交付決定を受けた者が利用する場合にのみ有効とし、その権利を第三者に譲渡し、又は転売してはならない。」と規定されているが、実際に使用する際の本人確認の方法が不明である。また、タクシー券による補助金額15,000円についても明確な根拠がないため、再検討する必要がある。  
 この補助金制度では、タクシー券の利用があった際、タクシー会社の請求に基づき、その金額を「補助金」からタクシー会社に支出している。タクシー会社に対する補助金ではないことから、予算計上については、財政課と協議の上、「補助金」ではなく「使用料」等、別の科目とする必要があると考える。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	○ 拡充	
		○ 維持	
		● 改善	
		○ 縮小	
統合			
休止			
廃止			

上記のとおり

# 評価調書

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	交通関係団体補助事業

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	交通安全協会活動費補助金	(2) 開始年度	合併以前
(3) 補助金等の交付の目的	地域での交通道德の普及高揚などを図り、交通事故防止活動に尽力している団体に対し交付する。		
(4) 交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	現在は要綱制定済み
(5) 交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	なし		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(7団体)			※対象が複数ある場合は別紙		
(2) 交付団体等の分類						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動						
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)	※対象が複数ある場合は別紙					(千円)
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	交通安全協会活動費補助金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	--------------	-----	--------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書、添付書類の内容を審査する。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	交通事故防止のための普及啓発活動など、市民の安全で快適な生活の実現に寄与している。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	市主催イベント(祭り等)における交通安全対策への協力が得られない可能性がある。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	平成30年度に補助金交付要綱を制定した。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	交通安全運動・市主催イベントなどへの立脚、また交通安全啓蒙により、交通事故防止に繋がっている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	交通関係団体補助事業
補助金等の名称	交通安全協会活動費補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	笛吹交通安全協会石和支部					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交通道德の高揚及び交通安全思想普及のための広報啓発事業 交通安全活動従事者に対する教育訓練事業 交通安全に資する設備の維持管理事業 市、各町で実施する事業(祭り等)での交通整理					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	343 千円	交付決定額	343 千円	交付額	343 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	343	繰越金	2,464		
	その他の補助金・助成金	4,486	その他	291		
	事業収入		合計	7,584		
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	4.52%		

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	笛吹交通安全協会御坂支部					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交通道德の高揚及び交通安全思想普及のための広報啓発事業 交通安全活動従事者に対する教育訓練事業 交通安全に資する設備の維持管理事業 市、各町で実施する事業(祭り等)での交通整理					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	237 千円	交付決定額	237 千円	交付額	237 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	237	繰越金	159		
	その他の補助金・助成金	2,337	その他	58		
	事業収入		合計	2,791		
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	8.49%		

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	交通関係団体補助事業
補助金等の名称	交通安全協会活動費補助金

No. 3						
(1) 交付団体等の名称	笛吹交通安全協会一宮支部					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交通道德の高揚及び交通安全思想普及のための広報啓発事業 交通安全活動従事者に対する教育訓練事業 交通安全に資する設備の維持管理事業 市、各町で実施する事業（祭り等）での交通整理					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	289 千円	交付決定額	289 千円	交付額	289 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	289	繰越金	312		
	その他の補助金・助成金	2,037	その他	160		
	事業収入		合計	2,798		
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	10.33%		

No. 4						
(1) 交付団体等の名称	笛吹交通安全協会八代支部					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交通道德の高揚及び交通安全思想普及のための広報啓発事業 交通安全活動従事者に対する教育訓練事業 交通安全に資する設備の維持管理事業 市、各町で実施する事業（祭り等）での交通整理					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	163 千円	交付決定額	163 千円	交付額	163 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	163	繰越金	423		
	その他の補助金・助成金	1,970	その他	65		
	事業収入		合計	2,621		
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	6.22%		

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	交通関係団体補助事業
補助金等の名称	交通安全協会活動費補助金

No. 5						
(1) 交付団体等の名称	笛吹交通安全協会境川支部					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交通道德の高揚及び交通安全思想普及のための広報啓発事業 交通安全活動従事者に対する教育訓練事業 交通安全に資する設備の維持管理事業 市、各町で実施する事業(祭り等)での交通整理					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	132 千円	交付決定額	132 千円	交付額	132 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	132	繰越金	1,732		
	その他の補助金・助成金	1,222	その他	281		
	事業収入		合計	3,367		
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	3.92%		

No. 6						
(1) 交付団体等の名称	笛吹交通安全協会春日居支部					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交通道德の高揚及び交通安全思想普及のための広報啓発事業 交通安全活動従事者に対する教育訓練事業 交通安全に資する設備の維持管理事業 市、各町で実施する事業(祭り等)での交通整理					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	179 千円	交付決定額	179 千円	交付額	179 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	179	繰越金	455		
	その他の補助金・助成金	1,500	その他	100		
	事業収入		合計	2,234		
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合	8.01%		

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	交通関係団体補助事業
補助金等の名称	交通安全協会活動費補助金

No. 7						
(1) 交付団体等の名称	笛吹交通安全協会芦川支部					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交通道德の高揚及び交通安全思想普及のための広報啓発事業 交通安全活動従事者に対する教育訓練事業 交通安全に資する設備の維持管理事業 市、各町で実施する事業（祭り等）での交通整理					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	71 千円	交付決定額	71 千円	交付額	71 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	71	繰越金			134
	その他の補助金・助成金	94	その他			
	事業収入		合計			299
	自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合			23.75%

補助金等の名称	交通安全協会活動費補助金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	--------------	-----	--------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		笛吹市交通安全協会活動費補助金交付要綱の規定に基づき、交通道德の普及高揚並びに交通事故防止につながるため、今後も実施する必要があると考える。
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		交通安全協会については、交通事故防止のための普及啓発活動、市又は地域が主催するイベントにおける交通安全対策等、地域の安全に寄与しており、その活動を引続き支援することは、有益である。 補助金に対し、繰越金の額が大きく上回っている支部もあること、また、補助金額の算定について、具体的な基準がないことから、活動内容を勘案した上で、基準を定める必要がある。
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		上記のとおり
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

# 評価調書

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	更生保護事業

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	更生保護活動補助金	(2) 開始年度	合併以前
(3) 補助金等の交付の目的	犯罪及び非行の防止並びに更生の援助を図るため、市内において活動する更生保護団体が実施する事業に対し交付する。		
(4) 交付要綱等の有無	無	「無」の場合、理由を記載	現在は要綱制定済み
(5) 交付要綱等の名称	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	団体運営補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	なし		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(2団体)			※対象が複数ある場合は別紙		
(2) 交付団体等の分類						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動						
(4) 補助金等の額(H30) ※対象が複数ある場合は別紙	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)	※対象が複数ある場合は別紙					(千円)
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	更生保護活動補助金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	-----------	-----	--------------------

## 3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査する。	

## 4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書、添付書類の内容を審査する。	

## 5 補助金等の評価

## (1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	安全・安心な地域社会の構築に寄与している。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	犯罪や非行、いじめ虐待のない地域づくりや安全・安心な地域社会の構築が遅延する。

## (2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	平成30年度に補助金交付要綱を制定した。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちや非行少年の更生に繋がっている。

## (3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	更生保護事業
補助金等の名称	更生保護活動補助金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	笛吹保護区保護司会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	更生保護相談に関する事業 社会を明るくする運動に関する推進事業 学校連携に関する事業 その他更生保護に関する事業					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	300 千円	交付決定額	300 千円	交付額	300 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	300	繰越金			1,015
	その他の補助金・助成金	0	その他			1,979
	事業収入	0	合計			3,949
	自己資金(会費等)	655	市の補助金・交付金の割合			7.60%

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	笛吹地区更生保護女性会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	社会を明るくする運動に関する推進事業 地域の実情に合った協働活動、犯罪予防活動の推進 更生保護諸施設の事業への協力 子育て支援・学童への声かけ運動の促進					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	120 千円	交付決定額	120 千円	交付額	120 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	120	繰越金			146
	その他の補助金・助成金	40	その他			89
	事業収入	234	合計			857
	自己資金(会費等)	228	市の補助金・交付金の割合			14.00%

補助金等の名称	更生保護活動補助金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	-----------	-----	--------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠	笛吹市更生保護団体活動費補助金交付要綱の規定に基づき、更生保護事業の推進、犯罪や非行、いじめ虐待のない地域づくりにつながるため、今後も実施する必要があると考える。
●	継続	拡充		
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠	交付団体の活動については、必要性及び有効性の観点から、引続き支援する必要がある。 補助金額の算定について、補助金の額に対し、繰越金の額が大きく上回っていること、また、具体的な基準がないことから、支出内容や決算状況を確認した上で、基準を定める必要がある。
●	継続	拡充		
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠	上記のとおり
●	継続	拡充		
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

# 評価調書

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	防犯灯設置維持管理事業

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金	(2) 開始年度	平成28年度から
(3) 補助金等の交付の目的	環境にやさしいまちづくりの推進及び電気代の節減による地域住民の負担の軽減を図るとともに、地域経済の活性化を目的とし、既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する行政区に対し交付する。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金交付要綱	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6) 補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	補助対象経費の2分の1以内の額とし、1基当たりの上限額は10,000円		
(8) 対象経費の設定の有無	無	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(108行政区)		※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動						
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					(千円)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						
市の補助金・交付金		繰越金				
その他の補助金・助成金		その他				
事業収入		合計				0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合				-

補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	-----------------	-----	--------------------

## 3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	交付申請書、添付書類の内容を審査する。	

## 4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書、添付書類の内容を審査する。	

## 5 補助金等の評価

## (1) 必要性

評価項目	適否 (○,×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	防犯灯長寿命化、環境負荷の低減、行政区支払電気料節減、設置に伴う地域産業の振興に寄与している。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	LED化が進まず、電気料が区財政の負担となる。

## (2) 有効性

評価項目	適否 (○,×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	交付要綱に設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	ほぼ全ての行政区が補助事業を活用して、LED化が進んでいる。

## (3) その他

評価項目	適否 (○,×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	なし

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	防犯灯設置維持管理事業
補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金

No.	(1) 交付団体等の名称	(2) 交付団体等の分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)							
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合
1	川中島区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	400	400	400	400			457			857	46.67%
2	八田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	120	120	120	120			137			257	46.69%
3	東町区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	150	150			171			321	46.73%
4	仲町区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	150	150			174			324	46.30%
5	西町区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	120	120	100	100			114			214	46.73%
6	窪中島区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	150	150			200			350	42.86%
7	四日市場区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	150	150			171			321	46.73%
8	日の出区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200			232			432	46.30%
9	広瀬区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	500	500	500	500			558			1,058	47.26%
10	下平井区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100			116			216	46.30%
11	上平井区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100			124			224	44.64%
12	中川区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100			124			224	44.64%
13	山崎区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	142	142	142	142			143			285	49.82%
14	松本区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200			216			416	48.08%
15	駅前区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200			277			477	41.93%
16	山岸区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200			200			400	50.00%
17	唐柏区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	450	450	450	450			522			972	46.30%
18	東高橋区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100			154			254	39.37%
19	今井区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	150	150			174			324	46.30%
20	河内区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200			232			432	46.30%

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	防犯灯設置維持管理事業
補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金

No.	(1) 交付団体等の名称	(2) 交付団体等の分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)								
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合	
21	向田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
22	砂原区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	159	159	159	159				187			346	45.95%
23	井戸区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	350	350	350	350				406			756	46.30%
24	東油川	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				251			451	44.35%
25	恵比寿区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	153	153	145	145				147			292	49.66%
26	二之宮区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				232			432	46.30%
27	夏目原区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	550	550	550	550				638			1,188	46.30%
28	下井之上	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	99	99				101			200	49.50%
29	尾山区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
30	下野原区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	113	113	113	113				114			227	49.78%
31	栗合区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	171	171	158	158				160			318	49.69%
32	蕎麦塚区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	190	190				220			410	46.34%
33	藤野木区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	190	190	190	190				220			410	46.34%
34	新田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	30	30	30	30				35			65	46.15%
35	十郎区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
36	道場区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	30	30	30	30				35			65	46.15%
37	駒留区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	20	20	20	20				23			43	46.51%
38	若宮区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	120	120	120	120				152			272	44.12%
39	八反田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	120	120	120	120				139			259	46.33%
40	下黒駒区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				232			432	46.30%

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	防犯灯設置維持管理事業
補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金

No.	(1) 交付団体等の名称	(2) 交付団体等の分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)								
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合	
41	成田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				232			432	46.30%
42	国衙区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	34	34	24	24				24			48	50.00%
43	竹居区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	219	219	219	219				219			438	50.00%
44	大野寺区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				232			432	46.30%
45	二階区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	122	122	119	119				120			239	49.79%
46	下矢作区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				100			200	50.00%
47	小城区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	120	120	120	120				120			240	50.00%
48	北都塚区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				100			200	50.00%
49	一ノ宮区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	113	113	113	113				114			227	49.78%
50	末木区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	130	130	130	130				166			296	43.92%
51	本都塚区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	50	50	50	50				50			100	50.00%
52	竹原田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	300	300	300	300				348			648	46.30%
53	金田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	140	140				184			324	43.21%
54	東原区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				200			400	50.00%
55	国分区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	140	140	140	140				141			281	49.82%
56	坪井区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	132	132	132	132				133			265	49.81%
57	田中区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	300	300	300	300				300			600	50.00%
58	市之蔵区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	127	127	127	127				129			256	49.61%
59	新巻区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	70	70	70	70				81			151	46.36%
60	塩田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				232			432	46.30%

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	防犯灯設置維持管理事業
補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金

No.	(1) 交付団体等の名称	(2) 交付団体等の分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)								
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合	
61	東新居区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	40	40	40	40				46			86	46.51%
62	狐新居区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	140	140				156			296	47.30%
63	金沢区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	20	20	20	20				23			43	46.51%
64	土塚区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	200	200	200	200				232			432	46.30%
65	石区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	80	80	80	80				120			200	40.00%
66	千米寺区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	70	70	70	70				81			151	46.36%
67	中尾区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	210	210	210	210				211			421	49.88%
68	南野呂区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	84	84	84	84				84			168	50.00%
69	北野呂区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	84	84	70	70				70			140	50.00%
70	上矢作区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	147	147	147	147				148			295	49.83%
71	南区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	450	450	450	450				528			978	46.01%
72	北区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	450	450	450	450				532			982	45.82%
73	高家区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	400	400	400	400				507			907	44.10%
74	岡区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	335	335	335	335				336			671	49.93%
75	増田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	300	300	300	300				348			648	46.30%
76	永井区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	150	150				187			337	44.51%
77	米倉区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	300	300	300	300				337			637	47.10%
78	竹居区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	300	300	200	200				254			454	44.05%
79	奈良原区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	120	120	120	120				155			275	43.64%
80	大黒坂区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	99	99	99	99				100			199	49.75%

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	防犯灯設置維持管理事業
補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金

No.	(1) 交付団体等の名称	(2) 交付団体等の分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)								
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合	
81	小黒坂区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	220	220	220	220				255			475	46.32%
82	小山区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	101	101	101	101				103			204	49.51%
83	前間田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
84	三柵区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	110	110	110	110				128			238	46.22%
85	大坪区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
86	境区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	60	60	60	60				70			130	46.15%
87	大窪区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	60	60	60	60				102			162	37.04%
88	藤壘区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	120	120	120	120				139			259	46.33%
89	原区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	178	178	178	178				178			356	50.00%
90	上寺尾区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	140	140	140	140				193			333	42.04%
91	中寺尾区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	94	94				95			189	49.74%
92	熊野堂下区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				100			200	50.00%
93	下岩下上区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	48	48	48	48				49			97	49.48%
94	下岩下下区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	20	20	20	20				43			63	31.75%
95	別田区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	160	160	150	150				150			300	50.00%
96	桑戸西区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	99	99	97	97				97			194	50.00%
97	桑戸中区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	87	87	87	87				88			175	49.71%
98	桑戸東区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	155	155	155	155				156			311	49.84%
99	小松1区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				100			200	50.00%
100	小松2区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				100			200	50.00%

所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
事務事業名	防犯灯設置維持管理事業
補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金

No.	(1) 交付団体等の名称	(2) 交付団体等の分類	(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	(4) 補助金等の額(H30) (千円)			(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) ※(3)が「個人」の場合は、記載不要 (千円)								
				申請額	交付決定額	交付額	市の補助金・交付金	その他の補助金・助成金	事業収入	自己資金(会費等)	繰越金	その他	合計	市の補助金・交付金の割合	
101	寺本区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	150	150	150	150				174			324	46.30%
102	加茂区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
103	国府1区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
104	国府2区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
105	鎮目区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	300	300	300	300				300			600	50.00%
106	上芦川区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	100	100	100	100				116			216	46.30%
107	中芦川区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	47	47	47	47				48			95	49.47%
108	鶯宿区	行政区	行政区が管理している既設の蛍光灯防犯灯をLED防犯灯に交換する	50	50	50	50				53			103	48.54%

補助金等の名称	笛吹市LED防犯灯交換費補助金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民生活担当
---------	-----------------	-----	--------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		笛吹市LED防犯灯交換費補助金交付要綱の規定に基づき、環境に優しいまちづくりの推進、電気代節減による地域住民の負担軽減を図ると共に地域経済の活性化につながるため、今後も実施する必要があると考える。
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		防犯灯については、市の負担により新設及び移設を行っており、平成22年度から、各行政区において、電気料及び電球等の交換費用を負担してきた。しかし、防犯灯の設置者は市であることから、防犯灯の在り方について整理を行った上で、費用の負担及び管理方法を記載した設置管理規則を定める必要がある。
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		上記のとおり
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

# 評価調書

所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
事務事業名	まちづくり推進事業

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	市民ボランティア団体・NPO法人助成金	(2) 開始年度	平成19年度
(3) 補助金等の交付の目的	市民自らが取り組む地域づくりの契機となるボランティア活動、NPO活動を支援する。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	市民ボランティア団体、NPO法人助成金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	事業費補助と一部団体運営補助が含まれる
(7) 補助金等の額の算定基準	①NPO法人認証取得申請登記に必要な経費は10万円まで ②活動の継続に必要な経費 ③活動の活性化に必要な経費(イベント経費)は5万円まで  ①～③を同一年度に重複して申請はできない		
(8) 対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(3団体)		※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動						
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					(千円)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	市民ボランティア団体・NPO法人助成金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
---------	---------------------	-----	----------------------

## 3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(1) 審査の方法	申請書類一式の書類審査 ※要綱で定められた助成対象事業・対象経費であるかを市民活動支援課で審査	

## 4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書をもとに、対象経費として適切に処理されているか否かを市民活動支援課で審査	

## 5 補助金等の評価

## (1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	要綱に地域づくりの契機となるボランティア活動、NPO活動と定めている。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	市民協働のパートナーである市民活動団体とのつながりが希薄になり、協働の取り組みを進めるのが難しくなる。

## (2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	要綱及び募集要項に対象事業と対象団体の定めがある。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	基本的に営利を目的としない自主的活動への支援であるので、継続して支援することで効果を得ることができると考えている。

## (3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	NPO法人認証や登記に関する経費への助成金は類似するものはない。

所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
事務事業名	まちづくり推進事業
補助金等の名称	市民ボランティア団体・NPO法人助成金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	NPO法人子育てサポート笛吹					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	あそびうたや絵本の読み聞かせを通して親子でふれあってもらうため、平成30年5月13日に「鈴木翼さん親子コンサート」を実施。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	50 千円	交付決定額	50 千円	交付額	50 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	50	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			0
	事業収入	0	合計			220
	自己資金(会費等)	170	市の補助金・交付金の割合			22.73%

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	NPO法人地域福祉サポート笛吹					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	交付団体が運営する通所介護事業所、居宅介護支援事業所を市民に周知するためのチラシを作成した。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	50 千円	交付決定額	50 千円	交付額	50 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	50	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			0
	事業収入	0	合計			53
	自己資金(会費等)	3	市の補助金・交付金の割合			94.34%

所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
事務事業名	まちづくり推進事業
補助金等の名称	市民ボランティア団体・NPO法人助成金

No. 3						
(1) 交付団体等の名称	早川徳次ふるさと後援会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	地下鉄の父と呼ばれる早川徳次の業績を広く知ってもらうため、その活動を市民に周知するためのチラシを作成した。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	50 千円	交付決定額	50 千円	交付額	50 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	50	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			0
	事業収入	0	合計			54
	自己資金(会費等)	4	市の補助金・交付金の割合			92.59%

補助金等の名称	市民ボランティア団体・NPO法人助成金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
---------	---------------------	-----	----------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠	笛吹市地域振興基金条例、地域振興助成金交付要綱及び市民ボランティア団体・NPO法人助成金交付要綱の規定に基づき、市民自ら取り組む地域づくりを推進するため、今後も市民団体、NPO 法人、ボランティア団体の育成、支援は必要と考える。
●	継続	拡充		
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠	市民協働の推進に取り組んでから、数年経過し、一定の成果は挙げられているが、取組の広がりや創出になかなか繋がっていない状況と考えられる。 本補助金を有効に活用するためにも、市として協働に取り組んでいきたい内容等をボランティア団体やNPO法人に提案するなど、積極的に市民との協働を推進するという必要ではないかと考える。
●	継続	拡充		
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠	上記のとおり
●	継続	拡充		
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

# 評価調書

所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
事務事業名	まちづくり推進事業

## 1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	地域振興促進助成金	(2) 開始年度	平成19年度
(3) 補助金等の交付の目的	地域づくりに寄与することを目的に、それぞれの地域特性と創造性を活かしたまちづくりを進めることができるよう支援する。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	地域振興促進助成金交付要綱		※交付要綱(様式等含む)を添付してください。
(6) 補助金等の分類	事業費補助	(その他を選択した場合に記載)	
(7) 補助金等の額の算定基準	助成金額の上限は100万円 対象経費が5万円以内の事業については、当該対象経費の10分の10 対象経費が5万円を超える事業については、当該対象経費の10分の7(5万円未満の場合は5万円)		
(8) 対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれている 旅費
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

## 2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	別紙のとおり(4団体)		※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類						
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動						
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	千円	交付決定額	千円	交付額	千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					(千円)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						
市の補助金・交付金		繰越金				
その他の補助金・助成金		その他				
事業収入		合計				0
自己資金(会費等)		市の補助金・交付金の割合				-

補助金等の名称	地域振興促進助成金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
---------	-----------	-----	----------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(1) 審査の方法	申請書類とプレゼンテーションによる審査。地域振興促進助成金審査会で諮り、審査会で承認された事業は、その後市長が最終決定する。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	実績報告書類をもとに、対象経費として適切に処理されているか否か市民活動支援課で審査	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○,×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	公益性のない事業は助成対象とならない事業として要綱に定めがある。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	市民自らの手で自治的、自立的に問題解決に取り組む気風が弱まる。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○,×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	要綱及び募集要項で対象事業、対象団体、対象経費等を定めている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	基本的に営利を目的としない自主的な活動への支援である。3年間という限定的な支援期間の中で助成終了後もフルーツフェスタと北口プロジェクトは本年度も継続して活動しており効果を得ることができていると考える。

(3) その他

評価項目	適否 (○,×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	市民活動団体の新たな取組への助成金は市の補助金等では他にない。

所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
事務事業名	まちづくり推進事業
補助金等の名称	地域振興促進助成金

No. 1						
(1) 交付団体等の名称	八代地区都市農村交流推進協議会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	笛吹市八代地区において特産であるフルーツを素材とした都市農村交流を推進するため、山梨学院大学栄養学部の学生有志をフルーツ大使として委嘱した。フルーツ大使には特産農作物の加工品を開発してもらい、その加工品を市民まつりなどのイベントやWEBサイトにて販売した。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	413 千円	交付決定額	413 千円	交付額	413 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	413	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			0
	事業収入	100	合計			590
	自己資金(会費等)	77	市の補助金・交付金の割合			70.00%

No. 2						
(1) 交付団体等の名称	地域の魅力発信！ふえふき夏のフルーツフェスタ実行委員会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	本市の魅力である農業を若い世代に伝え、若手農業従事者の増加を図るため「地域の魅力発信！ふえふき夏のフルーツフェスタ」を平成30年7月8日に実施。①生産者と来場者がふれあいながら「硬い桃」を試食できるブース、②桃を使用した加工品の出店ブース、③ダンスコンテスト、④本市観光PRブース、移住定住促進ブース					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	664 千円	交付決定額	664 千円	交付額	664 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	664	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			0
	事業収入	57	合計			1,020
	自己資金(会費等)	299	市の補助金・交付金の割合			65.10%

所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
事務事業名	まちづくり推進事業
補助金等の名称	地域振興促進助成金

No. 3						
(1) 交付団体等の名称	北口プロジェクト実行委員会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	石和温泉駅北口および笛吹市の活性化のために北口近隣地域で連携を図り、市内外の出演者や出店者の協力により活気ある地域とするための「きたよん祭り」を平成30年11月4日に実施。実施内容:①笛吹市太鼓連合による太鼓演奏、②北地域5区による神輿、③地元住民の三味線演奏、④地元企業の販売会、⑤伝統芸能発表					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	249 千円	交付決定額	249 千円	交付額	249 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	249	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			100
	事業収入	0	合計			599
	自己資金(会費等)	250	市の補助金・交付金の割合			41.57%

No. 4						
(1) 交付団体等の名称	北口プロジェクト実行委員会					
(2) 交付団体等の分類	特定の団体（事務局が市に設置されていない。）					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	石和温泉駅北口および笛吹市の活性化のために北口近隣地域で連携を図り、市内外の出演者の協力により活気ある地域とするため、駅南北通路および駅前公園にて「小さな・クリスマスコンサート」を平成30年12月16日に実施。出演者:①和太鼓、②ウクレレデュオ、③ファミリーバンド					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	40 千円	交付決定額	40 千円	交付額	40 千円
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度) (千円)						
	市の補助金・交付金	40	繰越金			0
	その他の補助金・助成金	0	その他			0
	事業収入	0	合計			50
	自己資金(会費等)	10	市の補助金・交付金の割合			80.00%

補助金等の名称	地域振興促進助成金	所属名	市民環境部市民活動支援課市民活動支援担当
---------	-----------	-----	----------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		笛吹市地域振興基金条例、地域振興助成金交付要綱及び市民ボランティア団体・NPO法人助成金交付要綱の規定に基づき、市民自ら取り組む地域づくりを推進するため、今後も市民団体、NPO法人、ボランティア団体の活動支援、育成は必要と考える。
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		助成金の限度額について、交付要綱に100万円と定めているにもかかわらず、運用において、1年目100万円以内、2年目50万円以内、3年目30万円以内としているが、このことが申請者の数の伸び悩みの原因の一つと考えられる。 市民活動団体の活動を数多く支援できるよう、申請しやすくなるような制度にすることが必要である。
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		上記のとおり
		維持		
		● 改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

# 評価調書

所属名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当
事務事業名	ごみ減量化推進事業

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	笛吹市家庭用生ごみ処理機等補助金	(2) 開始年度	合併以前
(3) 補助金等の交付の目的	家庭から排出される生ごみの減量化を推進し、併せて堆肥化による資源の有効利用を図るとともに、公衆衛生及び生活環境を保全することを目的とする。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市家庭用生ごみ処理機等補助金交付要綱 ※交付要綱(様式等含む)を添付してください。		
(6) 補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	市民(申請のあった個人)
(7) 補助金等の額の算定基準	補助金額は、生ごみ処理機等1台又は1個当りの購入費の2分の1以内の額とするが、次の額を限度額とする。 ・電気処理機 25,000円 ・コンポスター 5,000円 ・EM処理機 1,000円		
(8) 対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか(交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれていない
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めている	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	制限していない

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	平成30年度申請件数 63件				※対象が複数ある場合は別紙	
(2) 交付団体等の分類	個人					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	家庭用生ごみ処理機を購入し、堆肥化による資源の有効利用を図り、生ごみの減量化につながる。					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	321 千円	交付決定額	321 千円	交付額	321 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)					※対象が複数ある場合は別紙
(千円)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計	0		
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合	-		

補助金等の名称	笛吹市家庭用生ごみ処理機等補助金	所属名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当
---------	------------------	-----	------------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(1) 審査の方法	要綱に基づき、該当する補助金交付対象者であるかどうか、交付申請書の記載内容で確認するとともに、支払済金額が確認できる書類（領収書等）の確認を行っている。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	無	
(2) 審査の方法		

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	家庭用生ごみ処理機を購入し、堆肥化による資源の有効利用を図ることにより、生ごみの減量化につながる。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	家庭用生ごみ処理機の購入希望者の減少が見込まれ、生ごみ搬出量の増加につながってしまう。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	要綱第1条に、この補助金の目的が適切かつ明確に設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	過去7年間で、平均73名の市民の方々に補助金を交付している。 処理機購入に伴い、生ごみの減量化につながることで効果が十分に得られている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金等は確認できない。

補助金等の名称	笛吹市家庭用生ごみ処理機等補助金	所属名	市民環境部環境推進課ごみ減量担当
---------	------------------	-----	------------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		廃棄物の処理及び清掃に関する法律、笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の規定に基づき、家庭から排出される生ごみの減量化を推進するため、家庭用生ごみ処理機の購入に際し補助することで、堆肥化による資源の有効利用を図り、生ごみの減量化に繋がるため、今後も実施する必要があると考える。
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		家庭ごみの処理に要する経費を減らすため、生ごみの減量化及び堆肥化に向けた取組を引続き実施する。
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠	
●	継続	拡充		上記のとおり
		● 維持		
		改善		
		縮小		
統合				
休止				
廃止				

# 評価調書

所属名	市民環境部環境推進課環境担当
事務事業名	動物愛護管理対策事業費

1 補助金等の概要 ※ 補助金等とは、補助金又は交付金のことをいう。

(1) 補助金等の名称	笛吹市飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術補助金	(2) 開始年度	合併以前
(3) 補助金等の交付の目的	野犬や野良猫の増加を抑制し、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図るとともに、市民の動物愛護の意識高揚を図ることを目的とする。		
(4) 交付要綱等の有無	有	「無」の場合、理由を記載	
(5) 交付要綱等の名称	笛吹市飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱	※交付要綱(様式等含む)を添付してください。	
(6) 補助金等の分類	その他	(その他を選択した場合に記載)	市民(申請のあった個人)
(7) 補助金等の額の算定基準	補助金額は、手術費用の2分の1以内の額とするが、次の額を限度額とする。 (犬オス:5,000円、犬メス:10,000円、猫オス:4,000円、猫メス:7,000円)		
(8) 対象経費の設定の有無	有	対象となる経費に次の費目が含まれていないか (交際費、旅費、飲食費、懇親会費、積立金)	含まれていない
(9) 補助金等による財産の取得を認めている	認めていない	「認めている」を選択した場合、財産の処分等の制限をしているか	

2 交付団体等について

(1) 交付団体等の名称	平成30年度申請件数 554件		※対象が複数ある場合は別紙			
(2) 交付団体等の分類	個人					
(3) 交付団体等が補助金等で行う活動	飼育している犬猫への不妊・去勢手術の実施					
(4) 補助金等の額(H30)	申請額	3,444 千円	交付決定額	3,444 千円	交付額	3,444 千円
※対象が複数ある場合は別紙						
(5) 補助金等を交付した団体の収入状況(H30年度)	※対象が複数ある場合は別紙					(千円)
(交付団体等の分類が「個人」の場合は、記載不要)						
市の補助金・交付金			繰越金			
その他の補助金・助成金			その他			
事業収入			合計			0
自己資金(会費等)			市の補助金・交付金の割合			-

補助金等の名称	笛吹市飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術補助金	所属名	市民環境部環境推進課環境担当
---------	------------------------	-----	----------------

3 交付申請書の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(1) 審査の方法	要綱第2条の各号に該当する補助金交付対象者であるかどうかを、交付申請書の記載内容で確認している。	

4 実績報告の審査について

(1) 審査基準の有無	有	
(2) 審査の方法	要綱第6条と第7条における期限内に、該当する手続きが行われたかを、補助金の交付請求書の記載内容で確認している。	

5 補助金等の評価

(1) 必要性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 補助等している活動に公益性があるか (ある→○、ない→×)	○	犬猫の不用意な繁殖を抑制することは、殺処分される動物の数を減らすとともに、地域に迷惑をかける野良犬野良猫を減らすことができるため。
イ 補助金等を交付しなかった場合、どのような影響があるか (影響がある→○、影響がない→×)	○	不妊去勢手術の実施数が減る恐れがあり、その場合、無計画な犬猫の繁殖による野良犬野良猫の増加が予想される。

(2) 有効性

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 交付団体又は事業の目的、目標が適切かつ明確に設定されているか (いる→○、いない→×)	○	要綱第1条に、この補助金の目的が適切かつ明確に設定されている。
イ 交付額に見合う効果が十分に得られているか (いる→○、いない→×)	○	迷惑猫が多い地域で、この補助金を活用して不妊去勢手術を行うことで、個体数が増えることを食い止め、迷惑行為が広がることを食い止めている。

(3) その他

評価項目	適否 (○, ×)	理由
ア 類似する補助金等はないか (ない→○、ある→×)	○	類似する補助金等は確認できない。

補助金等の名称	笛吹市飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術補助金	所属名	市民環境部環境推進課環境担当
---------	------------------------	-----	----------------

6 部長等による第1次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		● 維持	
		改善	
		縮小	
統合			
休止			
廃止			

動物愛護及び管理に関する法律、笛吹市犬取締条例及び飼い犬及び飼い猫の不妊・去勢手術補助金交付要綱の規定に基づき、野良犬による人畜への危険を防止し、市民生活の安全を守ること。不妊・去勢手術の補助により、犬猫の不用意な繁殖抑制に繋がるため、今後も実施する必要があると考える。

7 総合政策部による第2次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
統合			
休止			
廃止			

本補助金を交付することにより、犬や猫の望まない繁殖を抑制し、野良猫等の増加を防ぐことができる。  
市民に安全で衛生的な生活環境を提供するため、また、市民のニーズも高いと判断できることから、引続き実施する必要がある。しかし、不妊去勢手術の社会的な認知度の高まりや飼い主の責任においてペットの管理を行うという観点から、補助金額の見直しも必要ではないかと考える。

8 第3次評価

総合評価			評価の根拠
●	継続	拡充	
		維持	
		● 改善	
		縮小	
統合			
休止			
廃止			

上記のとおり